

英国はいよいよEUを離脱へ

～難航が予想される離脱後の貿易協議～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL:03-5221-4527)

- ◇ 英国議会は23日に関連法案を可決、31日の午後11時（日本時間の2月1日の午前8時）に英国はEUを離脱する。離脱後の英国は、年末までにEUとの間で貿易協定の締結を目指す。EU規則から距離を置こうとする英国と、公平な競争条件を求め、競争政策、税制、労働、気候変動などで規制上の連携を求めるEUとの溝は大きい。僅か11ヶ月で包括的な貿易協定を締結するのは困難とみられ、2020年末の新たな崖が不安視される。また、EU離脱をきっかけに、スコットランドで英国からの独立機運が高まっているほか、北アイルランドがその他英国から事実上分離されることを不安視する声もあり、英国の分断を招く恐れがある。

■ 1週間後にはEU加盟国でなくなる

2016年6月23日の国民投票で欧州連合（EU）からの離脱を選択した英国は、翌年の3月29日に正式な離脱意思を通告し、EUとの間で離脱協議を進めてきた。だが、離脱条件を巡って国内世論の分断が続いた結果、通告から2年間を期限とする離脱協議は3度にわたって延長されてきた。約束した期限に離脱を実現できなかったこともあり、離脱協議を率いてきたメイ首相（当時）は失意のまま退陣を余儀なくされた。その後、保守党の党首選を制し、国民投票で離脱キャンペーンを率いたジョンソン氏が、昨年7月に後継首相に就任した。強硬離脱派が支持する首相誕生で「合意なき離脱」への不安も広がったが、ジョンソン首相は昨年10月末の離脱期限（当時）の直前に新たな離脱案をEUと合意することに成功する。より穏健な離脱や国民投票の再実施を求める議会の反対で、関連法案の成立が出来なかったため、首相は離脱期限を今年1月31日に再延長したうえで、議会の解散・総選挙に打って出た。昨年12月12日の総選挙は与党・保守党が圧勝し、議会の過半数を奪還した。月末の離脱期限までに関連法案を可決することは確実な情勢で、ジョンソン首相の離脱案に基づき、英国はEUを離脱する。

上院で修正された離脱関連法案は下院で再修正され、23日に英議会で成立した。欧州議会も29日に関連法案を承認する見込みで、英国は現地時間の1月31日午後11時（日本時間の2月1日午前8時）にEUを離脱することになる。欧州統合の歩みは“不戦の誓い”の下で第二次世界大戦後に本格化した。戦後間もない1951年にドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス諸国の6カ国が欧州石炭鉄鋼連盟（ECSC）を発足したのを皮切りに、数十年の月日をかけて、統合の対象分野と加盟国数の拡大を繰り返してきた。当初、欧州統合から距離を置いていた英国は、1973年1月1日にEUの前身組織である欧州経済共同体（EEC）に遅れて加盟して以来、47年にわたって欧州の共同体の一員であり続けてきたが、その歴史も近く終わりを告げる。EUから加盟国が離脱するのは、デンマーク内で高度な自治が認められているグリーンランドが1985年にEECを離脱した例こそあるが、独立した主権国家としては初めてのこととなる。

■移行期間中の貿易協定締結は困難

離脱後の英国はEUの加盟国でなくなるが、今年の12月31日まで続く移行期間中はEUとの間で密接な関係を維持する。これは企業や市民の混乱を回避するための経過措置で、英国がEUのルールを受け入れることを条件に、移行期間中はEU市場への自由なアクセスが認められる。英国はこの間にEUとの間で新たな将来関係協定をまとめることを目指している。英国とEUが交わした離脱合意案では、7月1日までに英EU双方が合意する場合、移行期間は1度限り、1年ないし2年延長することが可能であると定められていた。だが、移行期間を延長しないことを公約に総選挙で勝利したジョンソン首相は、総選挙後に議会に提出した離脱関連法案の中で、移行期間を延長しない旨を明記した。移行期間を延長するには、7月1日までに英国内で関連法案を修正するか、英EU間で新たな関連条約を交わす必要がある。移行期間延長の政治的なハードルは高い。

ジョンソン首相はEUとの間で、物品、サービス、その他分野での幅広い協力を含む包括的な自由貿易協定（FTA）の締結を目指している。これまでの離脱協定同様に、EU側は交渉窓口を一本化し、英国がEU加盟国と個別に交渉することはできない。EUと英国の交渉担当者が協定を重ね、交渉権限の範囲内で合意し、交渉権限を越える内容についてはEUや英国に持ち帰る。過去にEUが他国・地域とまとめたFTAは、交渉開始から締結までに最低で4年、平均で6年掛かっている。僅か11ヶ月でこれをまとめるのは至難の業だ。EU側の交渉担当者に交渉権限が付与されるのは2月25日とみられており、正式な協定が開始するのはそれ以降となりそうだ。合意した内容は欧州議会や各国議会に諮る必要があり、議会での審議時間を考えると、実質的な協定期限はせいぜい7～8ヶ月程度しかないとみられている。

仮に期限内にFTA協定がまとまらなければ、2021年1月1日以降の英国とEUとの関係は、世界貿易機関（WTO）の貿易ルールに基づいて行われる。すなわち、英国とEU間の貿易取引においては、検疫検査や税関手続きが必要となり、EUは英国からの輸入品に対してFTAを締結していない第三国と同様の最恵国関税を課し、英国はEUからの輸入品に対して新たに設定する関税率表に基づき最恵国関税を課す。移行期間中にFTA協定が締結できない場合の経過措置が施されない限り、“合意なき離脱”時に不安視された関税賦課、物流混乱、EU市場へのアクセス遮断などが生じる恐れがある。

■EU規制からの距離と市場アクセス

交渉開始に先駆けて、ジャビド財務相は18日の英ファイナンシャルタイムズ紙のインタビューの中で、自動車、航空産業、医薬、飲食料業界から、離脱後もEUとの規制上の連携を求める声があるが、離脱後の英国が規制上の連携やEUのルールを受け入れることはなく、単一市場や関税同盟にとどまることはないとし、年末までに新たな現実に対応することを産業界に求めた。EUは離脱後の英国を第三国として扱う。英国がEU加盟国としての義務を負わない以上、加盟国と同等の権利や便益を享受することはできない。EUの単一市場と関税同盟から抜ける離脱後の英国は、どれだけ包括的なFTAを締結したとしても、農産品がEUの安全基準を満たしているかの検疫検査や、取引対象の物品が英国で生産・製造・加工されたことを証明する原産地証明などの税関手続きを免除されることはない。また、EU側は離脱後の英国がEUとの間で関税や関税割当なしの貿易

取引を継続するためには、EUの関連規則と連携することを求めている。自由な経済活動を重視する英国が離脱後に規制緩和を進め、産業補助金や税制上の優遇措置を強化することを警戒している。そのため、競争政策、補助金、税制、労働・社会扶助、環境・気候変動、持続的な開発などの分野の規制で、公平な競争条件（a level playing field）を確保することを重視している。また、EU側は貿易協議の一環で、英国の排他的経済水域におけるEU漁船の操業権と漁獲割当が維持されることを強く求めている。金融サービスについては、英EU双方が監督・規制上の同等性評価（equivalence assessment）に基づいて、双方の市場へのアクセスを許容する。EU側は年央を目途に、英国に金融サービス業の同等性評価が認められるか、EUの個人情報保護関連規則を満たしているかを判断するとしている。離脱後の英国とEU間の紛争処理、欧州司法裁判所（ECJ）の役割、協定違反時の罰則なども論争的になりそうだ。

EU側は移行期間終了までに包括的なFTAを締結するのは困難とし、英国が早期に移行期間の延長に動くことや、財分野の通商協議を先行し、サービス分野については継続協議とする2段階のFTA交渉を提案している。英EU間の貿易関係をみると、財収支についてはEU側が英国に対して輸出超の国が多く、サービス収支については逆に英国が多額のEU諸国に対して輸出超となっている。つまり、英EU間の貿易に関税や非関税障壁が発生すれば、対英貿易で潤っているEUの輸出企業にとっても打撃が大きく、財分野での交渉は概ね関税なしで決着するとみられている。他方、英国側の貿易利得が大きいサービス分野については、EU側が失地回復の機会と捉え、厳しい態度で交渉に臨むことが予想される。財分野でのFTA締結を先行させれば、英国の生命線であるサービス分野での交渉上の立場が弱くなる。英国側は、財分野とサービス分野の貿易協定、さらには安全保障や諜報活動上の協力などを一体で協議を進めることを要求するとみられる。

なお、英大衆紙サンは23日、英国と日本が秋にも貿易協定を締結する可能性があるとして報じている。同紙は、当初、日EU経済連携協定（EPA）の英国への単純な焼き直しに距離を置いていた日本政府が迅速な協定締結を求めており、英国側も日本との迅速な貿易協定締結を草分け的に、対EUや対米国との交渉に臨む意向を伝えている。英国政府はEUとの貿易協定に加え、日本、米国、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国との貿易協定を優先するとしている。日本は離脱後の英国が初めて貿易協定を結ぶ国となる可能性がある。

■英国分断の引き金にも

英国のEU離脱は英国の分断を招く恐れもある。2016年の国民投票で残留派が多数を占めたスコットランドでは、英国からの独立の是非を問う住民投票の再実施を求める声が高まっている。昨年12月の総選挙では、スコットランド選出の59議席のうち48議席を英国からの独立を支持するスコットランド民族党（SNP）が占めた。2014年9月の住民投票では、キャメロン首相（当時）が残留時のスコットランドへの追加的な権限移譲を約束、首相経験者などスコットランド出身の大物政治家が揃って残留を呼び掛けた。また、独立後のスコットランドは、北海油田の原油収入とエジンバラの金融業で経済的な自立を目指してきたが、投票実施が決まった頃に比べて原油価格が大きく下落し、大手金融機関の幹部が独立時のスコットランドからの金融機関の脱出を示唆するなど、独立後の自活の行方が不安視された。独立後の使用通貨、中央銀行制度の創設、財政運営、産業基盤などを巡る警戒から、浮動票が無難な現状維持に流れたこともあり、住民投票は結局、残留多数

の結果に終わった。だが、その後に英国がEUを離脱する方針が固まり、スコットランド住民の間では改めて離脱支持者が増えている。

EU離脱後の英国とアイルランド間の国境管理を巡って、北アイルランドの英国からの切り離しが進むとの懸念もある。ジョンソン首相が新たにEUと合意した国境管理策は、アイルランドと北アイルランド間での国境検査を行わず、アイルランドとその他の英国との間で国境検査を行う。その他英国から北アイルランドに流入する物品が同地域にとどまる場合、関税は賦課されず、北アイルランドを経由してアイルランドに流入する場合、EUの関税が徴収される。第三国から北アイルランドに流入した物品が同地域にとどまり、EUに比べて英国の関税の方が低い場合、いったんEUの関税を徴収したうえで、英国政府が差額分を還付する。これは北アイルランドをその他の英国と切り離す形の解決策で、ユニオニスト（英国との一体性を重視するプロテスタント系住民）が猛反発している。出生率や人口動態の関係から、将来的にナショナリスト（アイルランド再統一を求めるカトリック系住民）が北アイルランドの多数派を占めるとみられている。英国のEU離脱をきっかけに、スコットランドや北アイルランドの独立機運が高まりかねない。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。